

ケース
①
解説

パソコン画面から支払請求表示が消えない！ 身に覚えのない請求に注意

契約とは

契約は「申込み」と「承諾」によって成立します。コンビニで商品を買うのも契約です。法的な責任がある約束であり、一方の都合だけで勝手にやめることはできません。契約は口約束だけでも成立しますが、お互いが合意しなければ成立しません。

このケース①の場合、タクヤさんは年齢確認に同意しただけで、契約に合意したわけではありません。このため契約は成立しておらず、タクヤさんは料金を支払う必要はありません。

ここ数年、消費生活相談に寄せられる相談で最も多い内容は、携帯電話やインターネットで得られる情報やサービスに関するものです。

特に多いのが、ケース①のようにアダルトサイトをクリックしただけで、入会も登録もしていないのに高い料金を請求されるというものです。

アダルトサイトを見ていたわけではないのに、アニメや音楽のサイトなどから誘導されたという例もあります。

クリックした時点でパソコンがコンピュータウイルスに感染する仕組みになっているため、画面から支払請求の表示が消えなかったり、支払期日までの日数がカウントダウン表示されるなど利用者の不安をあおります。

「一度ご連絡ください。」との表示にしたがい、電話やメールで相手方に連絡し、電話番号やメールアドレスなどの個人情報を提供してしまうと、その後もしつこく料金を請求されることもあります。

「あなたの情報を調べて裁判する」と脅してくることもあります。 「ワンクリック請求」や「架空請求」は、無差別に一斉送信されているものであり、こちらから連絡しないかぎり相手方に個人は特定できません。

ケース①のような「ワンクリック請求」や身に覚えのない有料サイトの料金を請求する「架空請求」については、請求に応じる義務はありません。請求相手には連絡しないで、消費生活相談窓口にご相談して請求を受けた状況や経過を説明し、アドバイスを聞きましょう。

パソコンに表示される請求画面の削除については、IPA（独立行政法人 情報処理推進機構）のHP（<http://www.ipa.go.jp/security/anshin/>）が参考になります。または、メーカーのサポートデスクへ問い合わせましょう。

「無料だから」と内容をよく確認しないで、軽い気持ちでクリックすることのないよう注意しましょう。

不当な契約には応じない

個人情報を出さない

不用意にクリックしない

ウイルス対策ソフトは常に最新の状態

